社会福祉法人　横浜市南区社会福祉協議会

こども食堂等の食材費に対する助成金のてびき

1　趣旨・目的

物価高騰等において、厳しい状況の中でも居場所が必要なこどものために運営している非営利な任意団体・特定非営利活動法人に向けた支援として実施します。

なお、この助成金の財源は、皆様からいただいた「善意銀行」の寄附金を充当し、地域福祉活動の資源に活用することで、社会福祉の推進を図ることを目的といたします。

2　対象団体

①主にこどもを対象に食事の提供を行う身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組をしている団体。

②活動の様子がわかる、本会の HP や広報紙に掲載可能な写真もしくは、「メッセージ」を提供できる団体。

※寄付者への報告の 1 つとして使用します。

※モザイク等、加工した写真でも可能です。

3　対象事業等

【時期】

助成金が交付された日～令和 9 年 3 月 31(水)まで

【対象事業】

・原則月1回以上継続的に開催している事業。

・参加費が無料または低廉である事業。

・地域に住むこどもを広く対象とする事業。

・横浜市又は南区から補助・委託を受けていない事業。

【対象経費】

食材費

4　助成対象外

【対象外事業】

・政治活動又は宗教活動を目的とする事業。

・地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とする事業。

・未就学児と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的とした事業。

【対象外経費】

・すでに購入しているもの　※立て替え費用として充当することはできません。

・その他、助成金の使途がサービス利用者の利益とならないもの。
（団体構成員や、地域住民の親睦のみが目的となって行われる場合は対象外です）

5 助成上限額

回数	金額（年額）
年 10 回以上（月 1 回程度）	1 万円
年 20 回以上（月 2 回程度）	2 万円
年 48 回以上（月 4 回程度）	4 万円

※申請については、1 団体につき、年度で 1 回までです。
※なお、助成申請内容は「本会会長」が審査を行います。

6 申込締め切り

令和 8 年 12 月 25 日（金）までに、申込専用フォームにて、
・必要事項を入力いただき、お申込みください。
・事業計画書と収支予算書については、既存のもの（例：ふれあい助成金等）を申込専用フォームに入力後、**本会のメール** tomony@minami-shakyo.jp **田丸宛**に送付してください。
※既存のものがない場合は、本会 HP「助成金情報」から事業計画書と収支予算書の様式をダウンロードしご利用ください。
様式ダウンロード先 URL
https://minami-shakyo.jp/work/zyoseikin/
※事業計画書については活動回数が分かるものを添付してください。

申込専用フォームアドレス
https://forms.cloud.microsoft/r/p9JCT0i7ZL
※右の二次元コードからもお申込みいただけます。

7 申請後スケジュール

①助成決定　申請いただいてから、本会にて内容を確認します。
決定までおおよそ 1 か月ほど要します。

②請求　助成決定後、請求書をお送りします。ご記入いただき、ご提出ください。
請求書をご提出いただいてから、2 週間～1 か月程度を目安にお振込みいたします。
※請求書には、団体の代表者印が必要です。
※請求書は電子メールでのご提出はできません。郵送・あるいは窓口に直接ご提出ください。

③報告　　**令和9年４月16日(金) 締切**

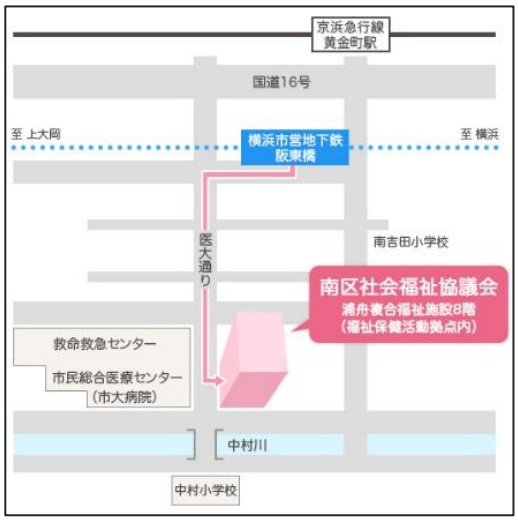
・報告専用フォームにてご報告いただきます。
(報告専用フォームは、決定通知にてお知らせいたします。)
・報告の際には、下記3点をご準備下さい。
1. 活動の様子が分かる写真
2. メッセージ（参加者の声、活動者の声、寄付者へのメッセージ等）
3. 購入したもの領収書(写し)
※上記 1. 2 は本会の広報に活用させていただきます。

8 その他

請求書には、団体で使用している通帳のコピーを添付いただきます。

9 お問い合わせ先

南区社会福祉協議会　善意銀行担当





〒232-0024

横浜市南区浦舟町 3-46

浦舟複合福祉施設8階

☎260-2510(月～金:9時～17時)

※ご不明な点などは、上記までお願いいたします。